



ゆづぎ

発行

白井市商工会広報・情報化委員会
E-mail koho-shokokai@shiroi.or.jp
URL http://www.shiroi.or.jp
TEL 047(492)0721
FAX 047(491)9884
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2014年98号

商工会総代会開催

平成26年5月23日(金)午後3時00分から

白井市文化会館2階中ホールにて開催いたしますので総代の方、当日ご出席下さいますようお願いいたします。また正式文書及び総代会資料は改めて送りますので必ずご覧下さい。

暮らしなんでもお助け隊 開始

平成26年3月17日(月)から宅配・訪問・出張サービスを開始しました。

このサービスは、何らかの理由(けが・病気・子育て・仕事・高齢・障害・交通手段がない方など)によりお買い物にいけない方や買い物をしたがついて帰れない方、生活していて困ったことなど相談先が分からない方など市民の皆様にご自宅まで宅配・訪問サービスを実施し、地域コミュニティの発展を目指すとともに加盟店の購買層開拓及び業績向上の一助としながら双方の共存共栄を図るために行うものです。

加盟店は91社で行っております。

加盟店を随時、募集しておりますので参加希望の方は商工会までご連絡下さい。

加盟店一覧パンフレットは3月に市及び区長の協力を経て全戸配布致しました。

パンフレットがほしい方は商工会に置いてあります。また商工会ホームページにも掲載してあります。



3月に市内全戸に配布したパンフレット



加盟店ではステッカーの貼りが掲示されています

事務局長 定年退職の挨拶

私は昭和53年8月よりお世話になり、当時は会員300人程でした。昭和54年より千葉ニュータウンの入居が始まり人口も事業者数も増加してきました。当初10年位は土曜日でも午前中は仕事をしておりました。

会員数は平成11年の660人をピークに徐々に減少傾向が続いております。会長も入ったときは、土田昭治会長、宇賀信雄会長、川上輝雄会長、富澤博会長、そして現在の石田信昭会長と5人の会長の下で仕事をしてきました。既に3人の会長は亡くなってしまいました。

その間、町から市への移行もありました。地域振興の為にイベントも多く実施しました。産業まつりからふるさとまつりへと名称が変更になり32回を数えました。当初はその第2部として年忘れカラオケ大会を実施していました。また、ミス白井コンテストや神野美伽歌謡ショー、夏まつり花火大会、七福神・菖蒲まつり等を実施してきました。それぞれ大変でしたが今では良い思い出となっております。

会長をはじめ、会員・役職員の皆さんには本当にお世話になりました。こうしてつつがなくこの日を迎えることが出来たのも、優れた部下に恵まれたお陰と心より感謝いたしております。また、商工会という職場に巡り合えたことは、私にとって最高の幸せであったと感慨を新たにしております。

最後に皆様のご健勝とご活躍を、そして白井市商工会の益々のご発展をお祈り申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

本当に有り難うございました。



事務局長 加瀬克哲

ひろい七福神・菖蒲まつり開催

今年で「第10回ひろい七福神・菖蒲まつり」を開催し、地域活性化のための賑わいの創出や住民との交流を図り、魅力ある街づくりに寄与したいと思います。

また、有志によって寺前の菖蒲園も整備されており、近くで観賞できます。

イベント内容は、太鼓の演奏・歌謡ショー・呈茶・餅つき・花、鉢物直売・地元農産物直売・模擬店等予定しております。是非お出かけ下さい。

日時：平成26年5月11日(日)

午前10時～午後4時まで

場所：来迎寺(折立)布袋尊



頑張ってくれる
従業員のために…



そんな社長さんの思いを、
国の退職金制度「中退共」がサポートします。

- 掛金を助成 ● 全額非課税 ● カンタン管理

家族従業員の加入もOK!

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

詳しくはホームページをご覧ください。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

桜まつり 盛況のうちに終了!



4月5日(土)、青年部主催による第8回「しろい桜まつり」を市役所駐車場で開催しました。

市役所周辺には桜が沢山あるため市民の皆様にお花見を楽しんでいただこうと思い今年で8年目。イベントの内容は商工会員のPRを兼ねた模擬店、女性部・一般市民によるフリーマーケット、白井太鼓倶楽部による太鼓の演奏、白井ソーランによるソーラン踊り・箏遊会による琴・三味線の演奏などを行い年々盛大になり出店者や来場者も増えてきています。

また新しいイベントで焼きそば早食い競争も致しました。当日は、晴天で桜も満開、大勢の来場客で賑わいました。

講演会開催

3月20日(木)に日永保美さんを講師にお招きし文化会館中ホールにて「思わず!?笑いの出る体操」というテーマで開催し、大勢の方々のご参加がありました。座ったままで軽く身体を動かしながら疲れをとれる方法など教えていただき、実際に体験しながらの講演会で、本当

女性部 青年部

部員募集

- 青年部**とは、事業を営む方で商工会に加入している経営者や後継者及び従業員で基本満40歳以下を対象に入部が出来、経営者としての資質向上のための活動や研修会・異業種交流・イベント等を企画運営している組織です。今現在28人の部員で、活動しています。
◎月会費1,000円/年12,000円
- 女性部**とは、事業を営む方で商工会に加入している経営者若しくはその配偶者又は親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する女子を会員とする組織で、研修会・視察研修・講演会・イベント等を企画運営している組織です。無理な参加強制等はいたしませんのでご友人をお誘いの上、お気軽に入部してください。◎月会費250円/年3,000円

にテーマ通りですごく楽しくて終了時間も大幅に遅れる様な状態で、みなさんに大変喜ばれました。毎年いろんな企画で講演会を開催していますので是非一度ご参加下さい。



マル経融資(経営改善貸付)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。
貸付限度額：2,000万円(1,500万円から限度額が引き上げられました。)
貸付期間：運転資金7年以内・設備資金10年以内
据置期間：運転資金1年以内・設備資金2年以内
利率：年1.6%(H26年4月1日現在)

INFORMATION おしらせ

個人で事業を行っている方で白色申告をしている方へ

帳簿の記載・記録の保存について
事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。
※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年

分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

- 対象となる方**
事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
- 記帳する内容**
売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。
- 帳簿等の保存**
収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

平成26年度の雇用保険料率のお知らせ

・雇用保険料率は平成25年度と変わらず次のとおりです。

事業の種類	負担者	①労働者負担(失業等給付の保険料率)		②事業主負担		①+②雇用保険料率
		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1000	3.5/1000	8.5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業		6/1000	3.5/1000	9.5/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		6/1000	4.5/1000	10.5/1000	4.5/1000	16.5/1000

小規模企業共済制度 経営者で自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

年金だけでは不十分で、不安がある。自分で積み増すには、どんなものがあるのかな...

1

加入し、掛金を毎月積み立てておけば...

2

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。

3

現役引退後の安心した生活設計が図れます。

掛金は全額所得控除

★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

小規模企業共済 検索

制度の運営機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171 (共済相談室) URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

【帳簿・書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

問合せ 成田税務署 ☎0476-28-5151
又は 商工会まで